

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和3年8月19日(2021.8.19)

【公表番号】特表2020-528851(P2020-528851A)

【公表日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2020-040

【出願番号】特願2020-501507(P2020-501507)

【国際特許分類】

B 6 5 D 83/00 (2006.01)

B 0 5 B 7/30 (2006.01)

B 2 9 C 51/30 (2006.01)

B 2 9 C 51/10 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 83/00 G

B 0 5 B 7/30

B 2 9 C 51/30

B 2 9 C 51/10

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月12日(2021.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つの流体ポートを備えた、塗料を保持するための容器であって、

前記容器は形状が自己支持型であり、かつ非剛性の構造である本体を有し、少なくとも1つの流体ポートが前記容器の前記本体とは別個の部分である、容器。

【請求項2】

前記別個の部分の流体ポートが、前記容器にシールされている、請求項1に記載の容器。

【請求項3】

前記容器が、基部と、前記基部から延在する1つ以上の側壁とを有する、請求項1に記載の容器。

【請求項4】

前記側壁が、0.4mm以下の厚さを有する、請求項3に記載の容器。

【請求項5】

前記側壁が、可変の厚さを有する、請求項3に記載の容器。

【請求項6】

前記別個の流体ポートが、前記基部を通って延在する、請求項3に記載の容器。

【請求項7】

前記容器が、プロー成形品である、請求項1に記載の容器。

【請求項8】

前記別個の部分の流体ポートが、空気を移動させるためのベントである、請求項1に記載の容器。

【請求項9】

前記容器が、前記ベントを開閉するように構成されたクロージャ又はバルブアセンブリ

を備える、請求項8に記載の容器。

【請求項10】

前記バルブアセンブリが、少なくとも1つの第1の要素を含み、前記第1の要素が、前記容器基部及び容器側壁のうちの少なくとも一方に接合されている第1の側を有する、請求項9に記載の容器。

【請求項11】

前記容器が、熱／真空形成されており、前記第1の要素が、射出成形部品である、請求項10に記載の容器。

【請求項12】

少なくとも1つの流体ポートが、前記容器に一体である、請求項1に記載の容器。

【請求項13】

前記一体の流体ポートが、前記容器の開口である、請求項12に記載の容器。

【請求項14】

少なくとも2つの流体ポートを備えた、塗料を保持するための容器であって、

前記容器は形状が自己支持型であり、かつ非剛性の構造であり、

第1の流体ポートが、前記容器の第1の端部にあり、第2の流体ポートが、前記第1の端部とは反対側の前記容器の第2の端部にあり、

前記第2の端部が、前記容器に一体化されたシール機構を組み込んでいる、容器。

【請求項15】

前記第1の流体ポートが、前記容器とは別個の部分である、請求項14に記載の容器。